

那須塩原市除染実施計画（新旧対照表）

変更後<第4版>	変更前<第3版>
<p>5 頁</p> <p>3 除染等の措置等の実施に関する方針</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 計画期間</p> <p>森林等長期に取り組む必要のある一部の対象を除き、計画期間は平成28年3月末までとします。但し、除染の実施による空間放射線量の低減効果や、除染技術の進展等により随時見直しを行うこととします。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p>	<p>4 頁</p> <p>3 除染等の措置等の実施に関する方針</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 計画期間</p> <p>森林等長期に取り組む必要のある一部の対象を除き、計画期間は平成25年8月末までとします。但し、除染の実施による空間放射線量の低減効果や、除染技術の進展等により随時見直しを行うこととします。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p>
<p>7 頁</p> <p>6 除染等の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置</p> <p>(1) 除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。<u>平成24年12月28日改定。</u>）に基づき除染を行います。</p> <p>表（略）</p> <p>(2) 略</p>	<p>7 頁</p> <p>6 除染等の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置</p> <p>(1) 除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。<u>平成24年3月29日改定。</u>）に基づき除染を行います。</p> <p>表（略）</p> <p>(2) 略</p>

9 頁

7 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

対 象	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8 (3月末)
教育施設、保育施設及び付随する道路・公共施設・民有地(住宅)・公園等						
道路						
国の施設・県の施設・民間施設等						
農 地						
森林・河川						

※森林・河川は検討も含む。

集中的に実施

計画的に実施

9 頁

7 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

対 象	H 2 3	H 2 4	H 2 5 (8月末)
教育施設、保育施設及び付随する道路・公共施設・民有地(住宅)・公園等			
道路			
国の施設・県の施設・民間施設等			
農 地			
森林・河川			

※森林・河川は検討も含む。

集中的に実施

計画的に実施

変更理由

変更箇所	変更理由
3 除染等の措置等の実施に関する方針	計画期間を平成28年3月末までとすることとした。
6 除染等の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱が平成24年12月28日に改定されたことにより、改定日を改めた。
7 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	計画期間の変更に伴い、完了予定時期を変更した。